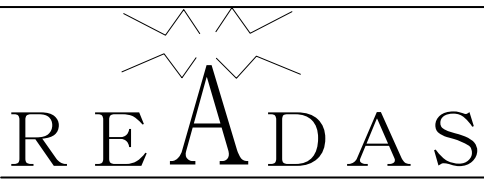


第 5945 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 4月26日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 訪日ツアーを主催する旅行会社に対する役務の提供

**Q**：当社は、訪日旅行ツアーを主催する海外の旅行会社に対して、日本国内の旅程部分に係る役務提供しますが、この取引に係る消費税は、どのように取り扱われますか？

**A**：課税対象になります。

### 【解説】

お尋ねは、日本の旅行会社が、海外の旅行会社に対し、国内における飲食、宿泊、運送等の旅行素材の組合せを企画し各種サービス提供機関を手配することによりこれを海外の旅行会社が確実に利用できるようにするという役務を提供する場合の消費税の取扱いがどうなるかということだろうと思います。

こうした役務は、国内に所在する資産に係る運送又は保管及び国内における飲食又は宿泊に類するもので、かつ、海外の旅行会社がこの役務の提供により直接享受する便益は、国内においてでなければ享受することができないものですから、この場合の役務の提供は、消費税法に規定する輸出免税の対象には該当しないものとなります。

したがって、この取引は、消費税が課税される取引とされます。

